

小樽市の総合的な教育支援体制のポイント

学習指導の選択

不登校児童生徒の学習意欲を高めるために、多様な学習の仕方を準備・提供し、選択させることが有効です。

【選択できる学習指導】

- ・直接指導（プリント等を教育支援センターで行う。）
- ・ICTの活用（EメールやFAXで学習問題を送り、返信してもらう。）
- ・アウトリーチ（家庭訪問により、児童生徒との面談等を行う。）

小樽市では、教育支援センターにおいて、児童生徒のニーズに応じた丁寧な対応を行い、支援の充実を図りました。



理解の継続

不登校児童生徒の状況は様々です。そのため、実態をしっかりと受け止めて、寄り添い理解する指導を継続することが有効です。

【行ったり来たり継続】

- ・教育支援センターの通級について、「毎日ではなくても、通える時に通う」など、「行ったり来たり」を認め、リラックスした状況をつくり自信をもたせます。

教育支援コーディネータの配置

次のような役割を担う「教育支援コーディネーター」の存在が、顔の見える多面的な支援をつなぐ上で有効です。

【連絡調整】

- ・各学校を巡回訪問し、不登校傾向がある児童生徒の状況を把握するなど、支援が必要な機関につなげます。
- ・適切な学習支援や教育相談など、効果的な支援を行う機関等につなげます。

アドバイザー：北海道教育大学札幌校教授 平野 直己 氏

- 最近の不登校の相談に訪れる子供たち
 - ・評価におびえ社会的なプレッシャーに苦しむ真面目な子供
 - ・学校内外で安心・安全を感じられない子供
 - 不登校支援で大切なことは、児童生徒の側から状況を理解し、ニーズに応じること
- 支援において鍵となる2つの視点
 - 学校、家のどちらでもない時間と空間の縮小への手当て：学校外・家庭外の居場所・人との交流の確保
 - ゆるい結びつき（ウィークタイ）の構築への促し：多くの関係機関等と多面的な支援の実行
- ICTは「学習支援」と「関係づくり」のツール
 - ICTはあくまでもツール：学習支援やコミュニケーションに効果的に活用可能
 - 入手可能な教育資源や教育情報をつなげるツールとしても活用可能
- 総合支援は、「人」と「情報」とのつながり
 - 総合的な教育支援とは、子供と家族が人や情報とつながることであり、多様な関係機関とのつながりや進路先に関する情報提供を通じて、子供の状況やニーズに応じた支援を行うこと
 - 結局のところ支援は「人」が大切：今後 ICT のツールの活用とともに、支援者を養成する事業も必要

関係資料

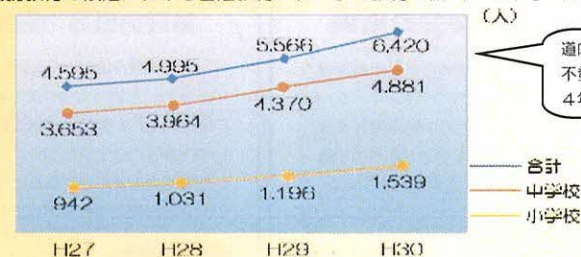
- 不登校の早期発見、早期対応等の取組について（平成 30 年 3 月）
http://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/shiryuu/hutoukou_torikumi.pdf
- 不登校児童生徒への支援の在り方について（平成 29 年 3 月）
<http://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/hutoukounoshienn.pdf>
- 子ども理解支援ツール「ほっと」（平成 31 年 3 月）
<http://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/hotto.htm>

不登校児童生徒への新たな支援 「教育支援センターの設置促進支援事業」

～ 令和元年度（2019年度）事業委託市の取組と事業の成果について ～

【本道の現状】

平成 29 年 3 月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定



道内の小・中学校の不登校児童生徒数は4年連続で増加

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果から

【国の動き】

不登校児童生徒への多様な教育機会の確保が重要

不登校児童生徒への支援

「不登校児童生徒への支援の在り方」（R1.10.25 文科省）

国においてこれまでの不登校施策に関する通知を改めて整理し、まとめられた教育支援センターに関する内容を記述



不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。
- 児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する。

学校等の取組の充実

- 不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要がある。
※ ICT等を活用した学習活動：ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動



指導要録上の出欠の取扱いについて

- 不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

小樽市におけるICT等を活用した学習等の取組と成果

メールやFAXを活用した支援

個に応じた学習機会の提供

登校困難や通隔地など直接面談による支援が難しい児童生徒に対して、教育支援コーディネーターが、EメールやFAXを活用した学習指導を実施し、送られたデータやFAXで送信されたものを添削することを通して、個に応じた学習機会を設定

取組事例

- 中学校第3学年女子生徒
国語、数学等のプリントをFAXで送信するなどの学習支援を実施した結果、登校支援室に週2回程度、継続で通級するようになった。
- 中学校第2学年女子生徒
生徒の学力に応じた学習課題をメールで送信し、生徒から返信があった解答を添削し、再度送信した。



タブレットを活用した学習指導

論理的思考力習得の機会の提供

登校支援室において、不登校児童生徒がタブレットを用いた調べ学習や園に応じた学習を実施するとともに、スクラッチ等のプログラミング学習用ソフトを活用したプログラミング体験を通して、論理的思考力を身に付けることができる教材を提供し、新学習指導要領に対応した学習指導を実施

取組事例

- **タブレットを用いた調べ学習**
野外観察における動画・静止画のデータの収集や情報の検索などが容易になり、個に応じた学習により自ら学ぶ意欲が向上
 - **プログラミング学習の体験**
タブレットを用いて、新学習指導要領に基づいたプログラミング学習を体験
- 



メールによる相談業務

24時間・遠隔地への対応

メールによる相談窓口を開設し、登校困難な児童生徒や遠隔地を含め、直接面談による支援が難しい児童生徒や保護者の相談に対応し、相談メールの受付を24時間行い、回答は教育支援コーディネーターが勤務する時間帯に対応

取組事例

- 中学校第2学年女子生徒の保護者
保護者から家庭での生徒の様子をメールで相談し、生徒に対して適切な通級指導内容（学習活動、体験活動等）や関係機関による支援方法などの計画を作成
週1回程度の訪問指導を実施しながら、保護者との信頼関係を構築



登校支援室への通級に向けた啓発活動

7 新たな取組や活動の様子のPR

年2回、児童生徒教育支援センターに関するパンフレットを配付。また、市のホームページに毎月の教育支援センターの活動の様子を掲載。教育支援センターとつながっていない児童生徒に対して、各学校を通して登校支援室の活動の様子を掲載した各種資料を配付し、登校支援室の活動内容を周知

取組事例

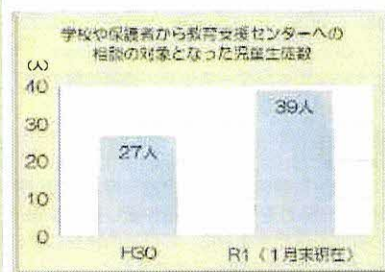
- **パンフレットの配付**
小・中学校に在籍する全児童生徒に5月と12月の2回、パンフレットを配付し、広く周知
- **ホームページの更新**
活動の様子をHPへ掲載し、登校支援書の活用を促進



事業の成果1

相談の対象となる児童生徒が増加

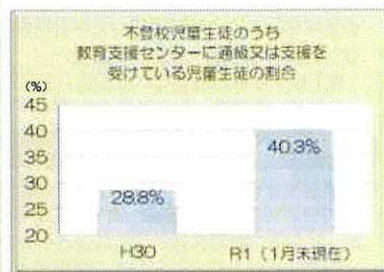
学校や保護者からの相談を待つだけでなく、教育支援センター（適応指導教室）によるアウトリーチ型（訪問指導型）の対応を行うことにより、不登校の兆候が見られる児童生徒への早期対応を行うことができ、不登校を未然に防止することが期待できます。



事業の成果2

支援を受ける児童生徒が増加

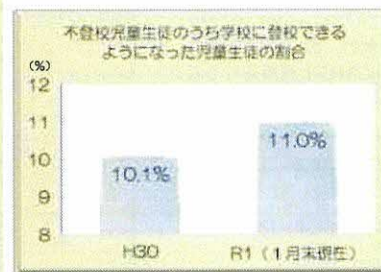
教育支援センター（遠隔指導教室）が、遠隔地の不登校児童生徒や対人関係に不安のある生徒に対して、FAXやEメールなどICＴ等を活用した学習機会を設けることにより、児童生徒の学習機会を保障し、ひきこもり状態などにある児童生徒やその保護者が、支援を受け入れることができるようになることが期待できます。



事業の成果3

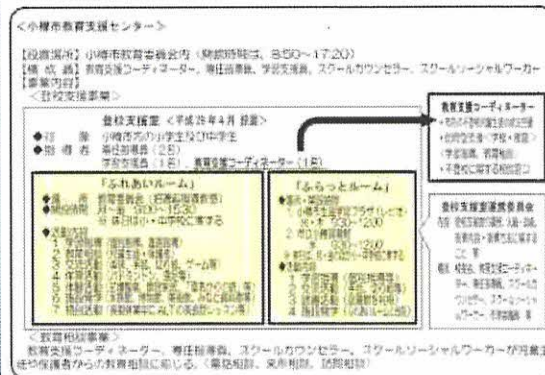
学校に復帰した児童生徒が増加

不登校児童生徒一人一人の状況に応じて指導することにより、学習する喜びを実感し、学習意欲の向上を図ることができ、学校への復帰はもとより、児童生徒が、社会的に自立することや自らの進路について、主体的に捉えることができるようになることが期待できます。



小樽市教育支援センター

- 教育支援センター（巡回指導教室）とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余給教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものを指す。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含みません。



※ 各グラフは、事業委託市（小樽市）令和2年（2020年）1月に実施した実態把握調査に基づいて作成しています。

※ 本リーフレットは、文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業（学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究）」の委託を受けて作成したものです。